

コロナ支援

コロナ対策融資の条件変更を行った事業者を支援(市独自対策)

新型コロナウイルス感染症の影響の長期化に伴い、事業活動に支障をきたしている市内中小企業者などに対して、新型コロナ対策として受けた融資の条件変更にかかる追加の信用保証料に相当する金額を補給します。

▼交付対象者

- 次の項目のほか、一定の要件の全てを満たす事業者(詳細は市ホームページをご覧ください。)
- 市内に主たる店舗・事業所を有する個人事業主および法人
- 新型コロナ対策として、兵庫県中小企業融資制度を利用して金融機関から受けた融資について、令和3年4月1日以降に返済額の軽減を目的とした条件変更を行った者

▼交付額

- 兵庫県信用保証協会に支払った信用保証料相当額(最大50万円)



▲ホームページはこちら

▼交付の回数限度

- 1つの交付対象者につき1回(令和3年度を含む)

▼申請方法

- 市役所2階商工振興課や市ホームページにある「中小企業等条件変更信用保証料補給金交付要領」を確認後、申請書に必要書類を添付し、原則、郵送で提出してください。

▼申請期限

- 令和5年2月28日(火)(消印有効)

▼問合せ

(市)商工振興課 中小企業振興係

融資

勤労者住宅資金融資あっせん制度のご案内

市内在住の勤労者の住宅の質の向上を図るため、近畿労働金庫と協力し、住宅の新築・購入・増改築のための資金を融資します。

▼対象者

- 次の全ての要件に該当する方(事業主および家族従業員は除く)
- 同一事業所に1年以上勤務し、かつ市内に1年以上居住している、または同一事業所に3年以上引き続き勤務している
- 市内に自己の住宅を建築・増改築を含む)または購入しようとする
- 融資金の返済能力を十分に有する
- 満18歳以上66歳未満(最終返済時の年齢が76歳未満)
- 市税を滞納していない
- 取扱金融機関の指定する保証機関の保証が受けられる



▲ホームページはこちら

▼取扱金融機関

近畿労働金庫北播支店

☎0795・23・5551

▼申請方法

- 取扱金融機関に相談してください。審査の結果によっては、希望の融資を受けられない場合があります。

▼(市)商工振興課 商業労政係



支援

中小企業の革新的な設備投資を応援

市内で事業を営む中小企業者の経営革新に必要な設備投資を支援します。

▼対象者

- 市内に主たる事業所^{※1}がある中小企業者、市内に住所がある個人事業者で、市内で引き続き1年以上事業を営む者
- ※1 本店として登記された事業所を指します。

▼対象設備

- 次の要件に該当する機械・装置、工具・器具など

貸付 中小企業融資制度のご案内

市内の中小企業者に低金利による事業資金の貸付をあっせんします。

▼対象者

- 個人事業主：市内に住所がある方
- 法人：市内に本店を置く事業者

▼資金使途・貸付限度額

- 一般資金(運転・設備) 2,000万円以内
- 小規模事業者無担保無保証人資金(運転・設備) 1,250万円以内
- 公害防止設備資金 800万円以内

- 起業者支援資金・新分野進出支援資金(運転・設備) 1,000万円以内
- 利率 1.1%



▼利率

1.1%

市内の事業所に経営の革新を目的として新設、増設されるもの(中古品またはリース契約に基づくものは不可)

・対象経費が50万円以上

・その他の要件に関しては募集要領を確認してください。

▼限度額

対象経費の4分の1以内(上限250万円)

ただし、経営力向上計画・経営革新計画の認定を取得し、その計画を提出している場合など^{※2}は、補助対象経費の3分の1以内(上限300万円)

なお、全体の補助金額が予算額を超えた場合、按分して交付。

※2 申請時に認定待ちの場合は、7月8日(金)までに認定書の写しの提出が必要

▼補助回数 年度内に1回のみ

▼募集期間 5月6日(金)～6月17日(金)

詳しくは問い合わせてください。

▼(市)商工振興課 かなもの振興係



▲ホームページはこちら



▼信用保証料補給率 50%

▼利息補給

- 小規模事業者無担保無保証人資金補給率20%
- 公害防止設備資金補給率60%～100%



▲ホームページはこちら

▼取扱金融機関

市内の銀行、信用金庫、信用組合、JAの各支店

融資制度は信用保証協会の保証付となり、別途信用保証料が必要

です。取扱金融機関または信用保証協会の審査により融資を受けられない場合があります(令和4年4月1日から令和5年3月31日までに実行された融資に適用)。

▼申請方法

- 取扱金融機関に相談してください。

▼(市)商工振興課 中小企業振興係